

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年2月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400583 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2400116 号

第 1 結論

- 1 請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月 7 日から平成 12 年 12 月末まで
② 昭和 60 年 3 月 7 日から平成 12 年 12 月末まで

昭和 60 年 3 月 7 日から平成 12 年 12 月末まで、A 社（請求期間①）及び B 社（請求期間②）にそれぞれ副社長として勤務しており、両社の経理担当者から厚生年金保険料を納付するのは会社と社員の義務であるという説明を数回に渡り受けていたため、当該期間に厚生年金保険に加入していたものと認識していたが、両社における厚生年金保険の加入記録がない。確定申告書等の資料を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された確定申告書（昭和 63 年分、平成元年分、平成 2 年分及び平成 5 年分）、給与所得の源泉徴収票（昭和 61 年分、昭和 63 年分及び平成元年分）、住民税の通知書（昭和 61 年度、昭和 63 年度、平成元年度、平成 2 年度、平成 4 年度及び平成 5 年度）等（以下「確定申告書等」という。）、預金通帳の写し及び同僚からの回答並びに請求期間当時に A 社及び B 社を担当していた社会保険労務士（以下「顧問社会保険労務士」という。）からの回答により、期間の特定はできないものの、請求者が両社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、A 社は昭和 62 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、請求期間①のうち、昭和 60 年 3 月 7 日から昭和 62 年 11 月 30 日までの期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所でなかった期間であることが確認できる。

また、B 社の商業登記の記録及びオンライン記録により、同社は平成 12 年 9 月 1 日に C 社

に合併して解散し、同日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、請求期間②のうち、平成12年9月1日から同年12月末までの期間については、B社が厚生年金保険の適用事業所でなかった期間であることが確認できる。

さらに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることが要件とされているところ、請求者から提出された確定申告書等の社会保険料の欄は空欄又は0円となっていることから、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料は給与から控除されていなかったものと推認できる。

加えて、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて、A社の事業主は、請求者に関する資料は保存していないため不明と回答しており、前述のC社は、商業登記の記録及びオンライン記録により、令和6年4月*日にD地方裁判所の破産手続が開始され、同年4月*日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、同社の破産手続時の代表取締役は、自身は平成22年3月1日に役員になったことから、請求期間②のことは不明である旨回答している。また、A社及びB社の顧問社会保険労務士は、既に両社との契約は解除されており、資料は保存していないため、当該期間のことは不明である旨回答している。

なお、請求者が名前を挙げているA社及びB社の経理担当者は、両社のオンライン記録において氏名を確認できず、当該経理担当者进行特定できないことから、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者資格に係る届出及び厚生年金保険料の控除について照会を行うことができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。